

労働安全衛生法第 16 条・60 条の規定による

職長等安全衛生教育研修のご案内

「職長」とは、現場で作業中の労働者を直接指揮し、または監督する立場の者を言い、会社によって呼び名は違いますが、「班長」「主任」「リーダー」「親方」「工場長」と呼ばれている方々のことです。

労働安全衛生法 第 60 条では、事業者は、職長等に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。また、建設業においては安全衛生責任者制度が規定されており、労働安全衛生法第 16 条では、関係請負事業者は安全衛生責任者を選任することを定めています。

研修内容

「職長等安全衛生教育」

- 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること（2 時間）
- 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること（2.5 時間）
- 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること（4 時間）
- 異常時等における措置に関すること（1.5 時間）
- その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること（2 時間）

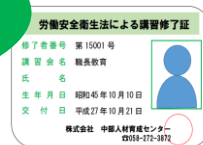
「安全衛生責任者教育」

- 安全衛生責任者の職務等（1 時間）
- 統括安全衛生管理の進め方（1 時間）

日程

- 全業種対象
職長等安全衛生教育
5月19日（水）
8時30分～17時00分
 - 建設業対象
安全衛生責任者教育
5月20日
15時15分～17時15分
- 計 12 時間
計 14 時間

研修終了後に
1人ずつ写真入りの
修了証をお渡します



受講者の感想

- ・テキストとプリントとDVD、パワーポイントという
いろいろあってわかりやすい。
- ・演習後の説明がわかりやすかった。
- ・例や課題が工夫されている。
- ・実際にやってみてわかった。
- ・わかりやすい資料だった。
- ・教材が多かった。

費用

12,800 円
Kの会会員様 特別価格
10,000 円/人

- 昼食は各自ご用意ください。
- テキスト代別途（裏面）
テキストをお持ちでない方は、当日
お渡ししますのでお申込みください。

詳しい内容、お申し込み方法については、裏面をご覧ください。

